

# 特定非営利活動法人 定款

## 特定非営利活動法人 3-UP 定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 3-UP という。

#### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を茨城県筑西市成田 670 番 1 に置く。

### 第2章 目的及び事業

#### (目的)

第3条 この法人は、子ども及びその保護者、並びに地域社会に対して、子どもの健全な育成を目的とした支援事業に関する事業を行い、子ども一人ひとりが心身ともに健やかに成長し、安心して過ごせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、その目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 子どもの健全育成を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 地域安全活動

#### (事業)

第5条 この法人は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

##### (1) 特定非営利活動に係る事業

- ① 子どもの心身の成長を支援するための運動・スポーツ・表現活動事業
- ② 子ども及び保護者を対象とした居場所づくり及び交流事業
- ③ 子どもの発達や生活に関する相談及び支援事業
- ④ 学習支援、体験活動、イベント、ワークショップ等の企画及び運営
- ⑤ その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

##### (2) その他の事業

- ① 飲食事業  
子ども及び保護者、地域住民を対象とした飲食物の提供、カフェ・軽食サービスの運営並びに交流の場の提供に関する事業
- ② 美容事業  
地域住民を対象とした美容サービス(リラクゼーション、ボディケア、フェイシャルケア、脱毛、健康促進を目的とした施術等)の提供及び関連講座の企画・運営事業
- ③ 婚活事業  
地域住民を対象とした出会いの機会の創出、交流イベントの企画・運営、結婚支援に関する相談及びサポート事業

2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、利益を生じた場合は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

### 第3章 会員

#### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体

#### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

#### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

#### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

#### (除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### (抛出金品の不返還)

第12条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第4章 役員及び職員

#### (種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以内

(2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 19 条 役員は、その総数の 3 分の 1 以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

2 職員は、理事長が任免する。

## 第 5 章 総会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 50 条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、第 24 条第 2 項第 3 号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から

30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第51条の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日

(4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第33条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも会日の14日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条第2項及び第38条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印又は記名、押印しなければならない。

## 第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 39 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 40 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 43 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。  
(予備費の設定及び使用)

第46条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第49条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第50条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第51条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合における、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第52条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

- (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第53条 この法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、特定非営利活動法人、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト(法人入力情報欄)に掲載して行う。

## 第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長	木下 久美
副理事長	入江 裕之
理事	齋藤 直美
監事	草間 達也

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和10年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から令和9年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員	個人入会金	0円
	個人会費	3,000円(1年間分)
	団体入会金	3,000円
	団体年会費	5,000円(1年間分)
(2) 賛助会員	個人入会金	1,000円
	個人会費	3,000円(1年間分)
	団体入会金	5,000円
	団体年会費	10,000円(1年間分)

設立当初の事業年度の事業計画書

法人成立の日 から 令和 9年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 3-UP

1 事業実施の方針

- ・設立当初の事業年度は、以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、行政及び義務教育学校への訪問を含め、認知度アップのための開設準備委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
子どもの心身の成長を支援するための運動・スポーツ・表現活動事業	運動、スポーツ、ダンスなどの表現活動等を通じて、子どもが楽しみながら身体を動かし、基礎的な体力や丈夫な身体を育てるとともに、自己肯定感や社会性を育む活動を行う。	(A) 法人設立後～事業年度末まで (B) 当法人が運営する運動施設 (C) 3名	(D) 筑西市および近隣地域の子ども (E) 延べ 50人	4, 200
子ども及び保護者を対象とした居場所づくり及び交流事業	子どもが安心して過ごせる居場所の提供とともに、不登校や学校生活に不安を抱える子どもも含め、一人ひとりの状況に寄り添った支援を行う。また保護者同士が交流し、子育てや不登校に関する悩みや情報を共有できる場を設ける。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(月2回程度) (B) 筑西市内の施設等 (C) 2名	(D) 筑西市及び近隣地域の子ども・保護者 (E) 延べ 120人	120

子どもの発達や生活に関する相談及び支援事業	子どもの発達や生活面に関する悩みを抱える保護者及び子どもを対象に、個別相談や継続的な支援を行う。不登校、対人関係などの課題に対し、状況に応じた助言やサポートを実施する。関係機関との連携も行い、安心して成長できる環境づくりを支援する。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(年数回) (B) 筑西市および近隣施設 (C) 2名	(D) 筑西市および近隣地域の子ども・保護者 (E) 延べ50人	30
学習支援、体験活動、イベント、ワークショップ等の企画及び運営	体験型イベントやワークショップ等を自主的に企画・運営するほか、地域団体開催や関係機関が主催するイベントに参加・協力し、地域との交流を促進するとともに、子どもが多様な体験や交流、学びを通じて社会参加の機会を提供する。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(年数回) (B) 筑西市および近隣施設 (C) 3名	(D) 筑西市および近隣地域の子ども・保護者 (E) 不特定多数	40
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	本法人の目的達成のため、地域ニーズに応じた新たな活動を柔軟に企画・実施する。具体的には講演会、研修会、地域交流イベント、指導者育成、情報発信事業などを行い、子どもの健全育成及び地域コミュニティの活性化に寄与する。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(必要に応じて実施) (B) 当法人施設及び地域施設 (C) 2名	(D) 地域住民、子ども及び保護者 (E) 不特定多数	50

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位：千円)
飲食事業	子ども及び保護者、地域住民を対象に軽食や飲料の提供を行い、気軽に立ち寄れる交流の場としてカフェスペースを運営する。イベント時の飲食提供も含む。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(必要に応じて実施) (B) 当法人施設及び地域施設 (C) 2名	200
美容事業	地域住民を対象に、リラクゼーション、ボディケア、よもぎ蒸し、ストレッチ、ヨガ等の健康・美容サービス	(A) 法人設立後～事業年度末まで(必要に応じて実施) (B) 当法人施設及び地域施設 (C) 1名	300

	スを提供する。また関連講座や体験会も実施する。		
婚活事業	地域時住民及び近隣住民を対象に、出会いの機会創出を目的とした交流イベントやマッチング企画を実施する。また、結婚に関する相談支援やコミュニケーション講座等も行う。	・本事業年度は、実施予定なし	—

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上、「その他の事業」に関する事項を定めているものの、設立当初の事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

様式（翌事業年度）

令和9年度の事業計画書

令和 9年 4月 1日から 令和 10年 3月 31日まで

特定非営利活動法人 3-UP

1 事業実施の方針

- ・以下の事業を確実に実施することを目標とする。
- ・本法人の事業内容をより多くの市民に知っていただくため、理事会に於いて前事業年度の課題が見える化し、改善の追求及び計画を立て委員会を発足させる。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A)当該事業の 実施予定日時 (B)当該事業の 実施予定場所 (C)従事者の 予定人数	(D)受益対象 者の範囲 (E)予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
子どもの心身の成長を支援するための運動・スポーツ・表現活動事業	運動、スポーツ、ダンスなどの表現活動等を通じて、子どもが楽しみながら身体を動かし、基礎的な体力や丈夫な身体を育てるとともに、自己肯定感や社会性を育む活動を行う。	(A)令和9年3月～令和10年4月 (B)当法人が運営する運動施設 (C)3名	(D)筑西市及び近隣地域の子ども・保護者 (E)延べ80人	6,720
子ども及び保護者を対象とした居場所づくり及び交流事業	子どもが安心して過ごせる居場所の提供とともに、不登校や学校生活に不安を抱える子どもも含め、一人ひとりの状況に寄り添った支援を行う。また保護者同士が交流し、子育てや不登校に関する悩みや情報を共有できる場を設ける。	(A)令和9年3月～令和10年4月(月2回程度) (B)筑西市および近隣施設 (C)3名	(D)筑西市及び近隣地域の子ども・保護者 (E)不特定多数	150

子どもの発達や生活に関する相談及び支援事業	子どもの発達や生活面に関する悩みを抱える保護者及び子どもを対象に、個別相談や継続的な支援を行う。不登校、対人関係などの課題に対し、状況に応じた助言やサポートを実施する。関係機関との連携も行い、安心して成長できる環境づくりを支援する。	(A) 令和9年3月～令和10年4月(年数回) (B) 筑西市および近隣施設 (C) 2名	(D) 筑西市および近隣地域の子ども・保護者 (E) 延べ50人	30
学習支援、体験活動、イベント、ワークショップ等の企画及び運営	体験型イベントやワークショップ等を自主的に企画・運営するほか、地域団体開催や関係機関が主催するイベントに参加・協力し、地域との交流を促進するとともに、子どもが多様な体験や交流、学びを通じて社会参加の機会を提供する。	(A) 令和9年3月～令和10年4月(年数回) (B) 筑西市および近隣施設 (C) 5名	(D) 筑西市及び近隣地域の子ども・保護者 (E) 延べ200人	40
その他、この法人の目的を達成するために必要な事業	本法人の目的達成のため、地域ニーズに応じた新たな活動を柔軟に企画・実施する。具体的には講演会、研修会、地域交流イベント、指導者育成、情報発信事業などを行い、子どもの健全育成及び地域コミュニティの活性化に寄与する。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(必要に応じて実施) (B) 当法人施設及び地域施設 (C) 5名	(D) 地域住民、子ども及び保護者 (E) 不特定多数	50

(2) その他の事業

事業名 (定款に記載した事業)	具体的な事業内容	(A) 当該事業の実施予定日時 (B) 当該事業の実施予定場所 (C) 従事者の予定人数	事業費の 予算額 (単位:千円)
飲食事業	子ども及び保護者、地域住民を対象に軽食や飲料の提供を行い、気軽に立ち寄れる交流の場としてカフェスペースを運営する。イベント時の飲食提供も含む。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(必要に応じて実施) (B) 当法人施設及び地域施設 (C) 2名	500

美容事業	地域住民を対象に、リラクゼーション、ボディケア、よもぎ蒸し、ストレッチ、ヨガ等の健康・美容サービスを提供する。また関連講座や体験会も実施する。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(必要に応じて実施) (B) 当法人施設及び地域施設 (C) 1名	500
婚活事業	地域時住民及び近隣住民を対象に、出会いの機会創出を目的とした交流イベントやマッチング企画を実施する。また、結婚に関する相談支援やコミュニケーション講座等も行う。	(A) 法人設立後～事業年度末まで(必要に応じて実施) (B) 当法人施設及び地域施設 (C) 2名	50

(備考)

- 1 設立当初の事業年度の事業計画書及び翌事業年度の事業計画書は、それぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業、(2)にはその他の事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2(2)には、定款上「その他の事業」に関する事項を定めているものの、翌事業年度にその他の事業を実施する予定がない場合、「実施予定なし」と記載する。

設立当初の事業年度 活動予算書  
 法人成立の日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 3-UP  
 （単位：円）

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1 受取会費			
正会員受取会費	30,000		30,000
賛助会員受取会費	30,000		30,000
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		200,000
3 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
受取行政助成金	600,000		600,000
4 事業収益			
子どもの健全育成等事業収益			
運動・スポーツ事業	4,200,000		4,200,000
居場所・交流事業	120,000		120,000
相談支援事業	30,000		30,000
イベント・WS事業	40,000		40,000
その他事業	50,000		50,000
飲食事業		200,000	
美容事業		300,000	
5 その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	5,300,000	500,000	5,800,000
<b>II 経常費用</b>			
1 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	350,000	100,000	450,000
法定福利費	20,000	20,000	40,000
退職給付費用			0
福利厚生費	50,000		50,000
.....			
人件費計	420,000	120,000	540,000
(2) その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	50,000		50,000
外部委託費	600,000		600,000
減価償却費	0		0
支払利息	120,000		120,000
地代家賃	1,980,000		1,980,000
水道光熱費	720,000		720,000
通信費	360,000		360,000
広告宣伝費	360,000		360,000
その他事業経費		180,000	180,000
その他経費計	4,220,000	180,000	4,400,000
事業費計	4,640,000	300,000	4,940,000
2 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	600,000	200,000	800,000
給料手当	0		0
法定福利費	10,000		10,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
.....			
人件費計	610,000	200,000	810,000
(2) その他経費			
会議費	10,000		10,000
旅費交通費	20,000		20,000
減価償却費	0		0
支払利息	20,000		20,000
その他経費計	50,000		50,000
管理費計	660,000	200,000	860,000
経常費用計	5,300,000	500,000	5,800,000
当期経常増減額	0	0	0
<b>III 経常外収益</b>			
1 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0	0	0
<b>IV 経常外費用</b>			
1 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経費区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
設立時正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

令和9年度 活動予算書  
令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

特定非営利活動法人3-UP  
(単位：円)

科目	特定非営利活動に係る事業	その他の事業	合計
<b>I 経常収益</b>			
1. 受取会費			
正会員受取会費	45,000		45,000
賛助会員受取会費	45,000		45,000
2. 受取寄附金			
受取寄附金	300,000		300,000
3. 受取助成金等			
受取民間助成金	0		0
受取行政助成金	600,000		600,000
4. 事業収益			
子どもの健全育成等事業収益			
運動・スポーツ事業	6,720,000		6,720,000
居場所・交流事業	150,000		150,000
相談支援事業	30,000		30,000
イベント・WS事業	40,000		40,000
その他事業	50,000		50,000
飲食事業		500,000	500,000
美容事業		500,000	500,000
婚活事業		50,000	50,000
5. その他収益			
受取利息	0		0
雑収益	0		0
経常収益計	7,980,000	1,050,000	9,030,000
<b>II 経常費用</b>			
1. 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	2,000,000	600,000	2,600,000
法定福利費	300,000	20,000	320,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	20,000	30,000	50,000
人件費計	2,320,000	650,000	2,970,000
(2) その他経費			
会議費	30,000		30,000
旅費交通費	20,000		20,000
外部委託費	1,000,000		1,000,000
減価償却費			
支払利息	100,000		100,000
地代家賃	1,980,000		1,980,000
水道光熱費	720,000		720,000
通信費	360,000		360,000
広告宣伝費	360,000		360,000
材料費		300,000	300,000
その他経費	100,000	100,000	200,000
その他経費計	4,670,000	400,000	5,070,000
事業費計	6,990,000	1,050,000	8,040,000
2. 管理費			
(1) 人件費			
役員報酬	840,000		840,000
給料手当	0		0
法定福利費	30,000		30,000
退職給付費用	0		0
福利厚生費	0		0
人件費計	870,000		870,000
(2) その他経費			
会議費	40,000		40,000
旅費交通費	30,000		30,000
減価償却費	0		0
支払利息	50,000		50,000
その他経費計	120,000	0	120,000
管理費計	990,000		990,000
経常費用計	7,980,000	1,050,000	9,030,000
当期経常増減額	0	0	0
<b>III 経常外収益</b>			
1. 固定資産売却益	0		0
経常外収益計	0		0
<b>IV 経常外費用</b>			
1. 過年度損益修正損	0		0
経常外費用計	0	0	0
経理区分振替額	0	0	0
当期正味財産増減額	0	0	0
前期繰越正味財産額			0
次期繰越正味財産額			0

## 設 立 趣 旨 書

2026年 4月 1 日

特定非営利活動法人 3-UP

設立代表者

住所又は居所

氏名 木下 久美

### 1 趣 旨

○近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化しており、ゲームやスマホなどの普及により運動不足や外遊びの減少、家庭や学校以外の居場所の不足、地域とのつながりの希薄化といった課題が顕在化している。特に、運動が苦手な子どもや集団行動に不安を抱える子ども、不登校や発達に特性のある子どもにとって、安心して参加できる場の確保が重要な課題となっている。また、学校部活動の地域移行化により、これまで学校が担ってきた部活動の受け皿を、地域全体で支えていく体制づくりが求められている。指導者不足や教員の負担軽減といった課題がある一方で、地域において子どもたちが継続的かつ安全に活動できる場は十分とは言えない状況にある。筑西市及び近隣地域においても、放課後や休日に子どもたちが安心して運動や活動に取り組める環境、並びに部活動の地域移行化を支える受け皿づくりが必要とされる。

○これまで個人事業として、子どもたちを対象とした運動の場の提供、体験活動を中心に、子ども一人ひとりの個性やペースを尊重した関わりを大切にしながら、安心して過ごせる居場所づくりや交流の場の提供に取り組んできた。活動を通じて、運動への苦手意識の軽減、成功体験による自己肯定感の向上、他者との関わりに前向きな変化が見られたりするなど、一定の成果を実感している。

今後は、従来のスポーツ・運動を中心とした健全育成事業に加え部活動の地域移行化を見据えた運動、スポーツ活動の受け皿として、放課後や休日における継続的な活動の場を提供するとともに、子ども及び保護者が安心して集い、つながることのできる居場所づくりを推進する。

さらに、体験活動やイベント等を通じて、地域との交流を深め、幅広い世代が関わる地域づくりに寄与していく。

○個人事業としての活動には、継続性や社会的信用の面で限界があり、行政や関係機関との連携、助成金の活用、安定した事業運営が難しいという課題があった。

特定非営利活動法人として法人格を取得することで、公益性と社会的信用を高め、地域・行政・関係機関との連携を強化し、より安定的かつ継続的な活動を行うことが可能になると考える。

○法人化により、子どもの健全育成を軸とした活動を継続的に展開し、子どもたちが安心して挑戦できる居場所づくりを推進することができる。また、保護者や地域住民との交流を促進し、子育て世代の孤立防止や地域全体で子どもを支える環境づくりにも寄与する。今後は、活動内容の充実と対象の拡大を図り、地域に根ざした公益性の高い事業を継続的に実施することで、筑西市及び近隣地域における子どもの健全育成および地域活性化に貢献していきたい。

## 2 申請に至るまでの経過

2024年 7月	個人事業としての活動開始
2025年 12月	特定非営利活動法人の設立を構想
2026年 1月	特定非営利活動法人設立準備会開催
2026年 4月	設立総会開催

役員名簿

特定非営利活動法人 3-UP

役職名	氏名	住所又は居所	報酬の有無
理事長	木下 久美		無
副理事長	入江 裕之		有
理事	齋藤 直美		無
監事	草間 達也		無

(備考)

- 1 「氏名」、「住所又は居所」、「報酬の有無」は、全ての役員について記載する。
- 2 「氏名」、「住所又は居所」の欄には、住民票等によって証された氏名、住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」の欄には、定款の定めに従い報酬を受ける役員には「有」、報酬を受けない役員には「無」を記入する。
- 4 役員総数に対する報酬を受ける役員数（「報酬の有無」欄の「有」の数）の割合は、3分の1以下でなければならない（法第2条第2項第1号ロ）。